

令和 5 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の内容

テーマ：公共施設等（土地及び建物）の管理状況について

頁	監査結果報告書（結果・意見）	措置の内容【公表項目】
87	第 4 部 監査結果 第 2 章 各施設及び土地について 第 4 節 スポーツ施設 第 7 項 スポーツ施設に関する指摘及び意見 【意見 4－1】スポーツ施設の適正な供給水準の設定について 県は、富山県全体のバランスや各地域の要望を踏まえた上でスポーツ施設の新設や更新等の検討を個別に実施してきた。スポーツは、県民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、スポーツ施設の整備をはじめ、スポーツ指導者等の配置などにより、県民が身近にスポーツに親しめる環境整備が必要となる。 一方で、富山県人口は全国に先駆け1998年にピークを迎え、今後も継続して減少が見込まれる状況にあり、スポーツ施設の適正水準については今後ますます慎重な検討が必要と考えられる。スポーツ施設の多くは、それ単体で十分な利用者収入を得ているとは言えず、運営費や修繕費等の大部分に県からの収入である指定管理料が充当されるため、スポーツ施設が過剰な場合は県の財政にとって大きな負担となる。 このためスポーツ施設についてはその供給量が適正であるか評価する仕組みが必要であると考えられるが、現時点で県においてスポーツ施設の適正数量に関する評価は行われていない。 スポーツ施設は、陸上競技場や野球場・	県民ニーズ・社会経済情勢や市町村・民間等の施設の立地状況などふまえ、県立スポーツ施設のあり方について、昨年度に引き続き検討する。 なお、武道館については、令和 9 年度に開館予定の新武道館の整備（県総合運動公園内）に併せて、現在の富山・高岡武道館を県営施設としては廃止することとしている。

	ソフトボール場、水泳プールや体育館等、競技の種類において幅広い施設があり、また各県によって競技人口にも大きな差があると考えられることから、定量的な基準をもって適正水準を把握するのは非常に困難であるとも考えられるが、一方で比較的競技人口の多い陸上競技場や野球場・ソフトボール場、水泳プールや多目的な活用が見込まれる総合体育館等については各県ごとの比較もしやすいと考えられるため、少なくともこれらについて一般に公表されているデータや他の都道府県の動向、県の人口動態等に鑑みスポーツ施設の適正水準を評価することは有益と考えられる。 このため、県はこれらのスポーツ施設について、今後の人口動態を見据えた上での適正水準の評価を行うことが望ましい。	
87	【意見 4－2】県営高岡武道館の利用について 令和元年9月に公表された「全天候型体育文化施設整備のあり方」についてのとりまとめ報告において、武道館機能を有する多目的施設の整備に関する方針が示された。また、同時に設置された検討委員会の第3回会合(令和2年3月18日)において、老朽化した県営富山武道館、県営高岡武道館の廃止を含む「武道館機能を有する多目的施設整備基本計画(素案)」が公表された。 老朽化の進む県営富山武道館(昭和47年)、県営高岡武道館(昭和51年)の廃止の方向については、当構想が提起され始めた当初から既定路線として議論が進められている。その主たる論拠として、両武道館	今回の新たな武道館整備については、既存の県営富山武道館と県営高岡武道館の施設の老朽化等に伴い、統廃合により整備するとの考え方に立っている。 既存の2つの武道館の果たしてきた役割を踏まえたうえで、令和2年4月に策定した「富山県武道館整備基本計画」では、現在の両武道館は「県営施設としては廃止することとし、廃止後の施設の活用については、地元市をはじめ関係方面と十分協議し、適切に対処していく。」こととしている。(令和5年9月の基本計画改定版においても、同様の記述) 県では、この考え方を基本とし

の老朽化、バリアフリーへの対応、公式大会を開催するための公式面の確保や観客席の確保が必要であることが挙げられている。 武道館の新設に伴い機能の重複する両武道館の取り扱いについて議論となるのは当然であるが、新武道館設置後の両武道館の取り扱いについては、第2回検討会（令和2年4月）において「現在の県営富山武道館と県営高岡武道館を県営施設としては廃止することとし、廃止後の施設の活用については、地元市をはじめ関係方面と十分協議し、適切に対処していく必要がある。」と示されて以降、取り扱いの協議について明確な方針は示されておらず、新武道館が建設された後に両武道館が存続するのか取り壊されるかは明らかとなっていない。 両武道館については、単に公式大会での利用にとどまらず、富山市、高岡市等の近隣住民にとって日常的な稽古の場として、これまで武道競技の振興や競技力の向上、健康増進へ寄与してきた。両競技場の利用者数は比較的多く、令和4年度の利用実績は、県営富山武道館で34,300人、県営高岡武道館で24,789人となる。また、両武道館の指定管理料は、県営富山武道館は17百万円、県営高岡武道館は3百万円と他の大型施設と比較して少なく、維持管理に多額のコストがかかる状況ではない。 県営富山武道館については立地的な面から新武道館設置後に残置する意義に乏しいかもしれないが、県営高岡武道館については、年間利用者も多く、立地的な面からも廃止後の有効活用について積極的な議論がなされるべきであると考えられる。この点、県はすでに平成29年において両施設につい	つつ、県営施設として廃止後の施設の活用について、高岡市や武道関係者などと昨年度に引き続き協議を行っている。
---	--

	ての長寿命化（70年）計画を定めており、またその計画に基づき長期的な利用を前提とした整備を進めてきており、その取り組みの観点からも長期の利用を前提とした有効活用方法について検討すべきと考えられる。このため、武道館廃止後においても現状の利用者の意向に十分に配慮して今後の施設の活用方法について検討すべきであり、県としても対応を図る必要がある。 第8節 土地（未利用地） 第2項 未利用地の状況及び今後の計画 3. 監査結果 （1）現場視察結果 （イ）旧TIC日本語学校校舎跡地	
114	【意見8－5】今後の活用方法 地下埋蔵物（擁壁等）が存在し、埋蔵文化財包蔵地に指定され、売却する際には障害があるが、近隣大学の学生の駐車場としてのニーズもあることから様々な角度から活用することを検討することが必要と考える。	敷地の地形（形状と起伏）と周辺道路の状況を勘案し、さらに地下の状況に影響を与えないような利用方法と利用希望者のニーズを探りながら、どのように活用できるか検討していく。
115	（エ）蓮町職員住宅跡地 【意見8－8】土地の活用方法 当該未利用地の一部はSCOP TOYAMAや近隣会社のイベント開催時に臨時駐車場として利用されている状況にある。面積16,028.56㎡もある広大な土地をイベント開催時に駐車場として利用するのみでは、著しく経済性、有効性に欠けていると考える。他の活用方法を早急に検討する必要がある。	今年度、民間提案制度（県が抱える課題に民間事業者のアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を募集するもの）のテーマとして、事業者からの提案を求め、土地の活用に向けた取り組みを進める。